

中国税関による知的財産保護の紹介

第1部：制度及び現況

筆者：ゾン・シャオピン (Shaoping Zhong) & ズウォ・ハンメイ (Han-Mei Tso)

2021年4月26日、今年の世界知的所有権の日 (World Intellectual Property Day) に、中華人民共和国税関総署 (General Administration of Customs of P. R. China) は、中国税関における知的財産 (intellectual property, “IP”) 保護に関する施策を紹介する記者会見を開きました。その会見において、2021年の初めから、中国全国の税関において、知的財産権 (intellectual property rights, “IPR”) への保護が更に強化され、輸出入時の知的財産侵害物品の水際取締が効果的に実施されていることが言及されました。第1四半期において、中国全国の税関は、12,885件の知的財産侵害物品の輸出入を差し止め、13,329,000個の被疑侵害物品を拘留しました¹。多くの知的財産所有者にとって、その迅速で厳格な取締りの成果によって、中国税関は、侵害物品が集まる場所だけでなく、その取締施策が重要かつ効果的な措置ともなりました。

本記事は2部構成となっており、知的財産侵害物品に対する効果的な取締りを達成するための中国税関における IP 取締制度及び主なプラクティスを紹介します。今回の第1部において、中国税関における IP 取締制度及び現状を紹介します。

I. 中国税関における IPR 保護対象

税関による IPR 保護に関する現行規制によれば、税関の IP 保護対象となる IPR の種類として、登録商標、著作物、特許、オリンピックシンボル及び国際博覧会 (World Expo) シンボルが含まれます。

2020年に中国税関が拘留した侵害物品のほとんど (合計で 61,60件及び

¹ <https://www.163.com/dy/article/G8MA9GCS051187VR.html>

55,828,500 個の物品を含み、年間の 97%を占める) が商標に関連するものであり、侵害物品のうちたったの 3%が他の IPR に関するものです。とは言え、中国税関の IP 取締施策は商標権だけに適しているという結論を出すのは勿論できません。中国において、長年にもわたって、全国の IPR 侵害物品の総件数のうち、実質的な大多数が商標侵害物品です。そのような現象は、税関での IP 取締のみならず、IP 訴訟などの他の種類の法的措置においても一般に見られます。他の IPR に関する侵害物品の件数は、商標侵害物品の件数と比べてかなり少ないです。

数名の弁護士のコメントによれば、特許侵害の認定が複雑なものであることに加え、一般に税関職員は特許侵害を判断するための技術バックグラウンドや法的知識を持っていないから、税関による IP 取締は特許権に適していないとされています。しかしながら、そのような観点は必ずしも正しいものではありません。事実上、税関の水際取締における具体的な取組みは、製品の侵害認定、侵害物品の差押え及び侵害に対する罰金だけではなく、被疑侵害物品の一時的拘留及び権利者による物品検査の承認も含まれます。したがって、強制措置の他、税関による IPR 取締は、他の政府機関と連携して IP 取締を促進するための侵害に関する証拠収集の効果的な施策でもあります。例えば、権利者は税関に、被疑侵害物品の見本収集並びに侵害及び逸失利益等の規模を証明するための証拠取得の申立を提出することができます。それによって、権利者は、後の訴訟手続においてそれらの見本及び証拠を提出して利用することができます。

結果的に、国内や外国企業を問わず、商標、特許又は著作権に関連するかに関係なく、IP 権の所有者は、中国税関における IP 保護についてある程度の知識を持つべきであり、中国において自身の IPR が完全に保護されるようにそれらの措置をうまく活用するべきです。中国において輸出入関連事業を有する企業は、国際商業競争で勝つための事業戦略を策定するように、税関の IP 取締を上手に活用し得ます。それにもかかわらず、税関による IP 保護施策を、単独や独立した IPR 取締措置として考えるべきではなく、IPR 取締の最大効果を発揮するために、中国の

IPR 保護に対する包括的制度の下での他の種類の施策（例えば、刑事調査又は司法手続等）を補うものとして税関による IP 保護施策を利用すべきです。

II. 侵害行為に対する税関での取組み

輸入される侵害物品のみに対し IP 権利を行使する多くの国の税関施策と異なつて、中国税関は、侵害物品の中国からの輸出も禁じています。実際に、中国税関の取締りにかかった侵害物品のほとんどが輸出品です。2020 年において、中国全国の税関によって拘留された輸入品である侵害物品が 614 件（1,205,700 個）であるに対し、拘留された輸出品である侵害物品が 61,300 件（54,976,200 個）でした²。統計結果によると、侵害物品の 96.5%が、税関の輸入管理ではなく、輸出管理で差止められました。このことは、中国税関は、侵害物品が国際市場に入る前に集まる場所になったことを示し、そして、IP 権所有者が中国税関による IP 保護施策を国際 IPR 戦略の重要な措置として認識することの重要性も示しています。

中国は、世界における大貿易相手国及び製造工場として、数え切れない商品を日々税関から輸出しています。IPR 被疑侵害製品は、正規品と混在して中国から国際市場に流入し得ます。その結果として、IP 権所有者が受ける損害も侵害物品の輸出に伴って増加します。そのため、中国税関による IPR 保護の強化及び中国税関による侵害物品の輸出の阻止が、IP 権所有者の権利及び利益の保障において非常に重大な意義があります。

輸出による IP 侵害に歯止めをかけるため、中国税関は、一般貨物の輸送を対象に IP 保護施策を行うだけでなく、国際郵便も対象として IP 取締を行っています。近年、国境を越える通信販売の普及に起因して、国際郵便による物品の輸出入も盛んであります。電子商取引によるそれらの物品の多くは、IP 侵害に関連し得ます。中華人民共和国知的財産権税関保護条例 (*Regulations of the People's Republic of China on Customs Protection of Intellectual Property Rights*) 第 31 条は、「個人によつ

² *Id.*

て中国から／へ携帯又は郵送される物品であってその数量が個人の通常使用の合理的な数を超えた物品が任意の IPR を侵害した場合、当該物品は、侵害物品として扱われる」と規定しています。したがって、中国税関は、国際郵便、国際速達郵便又は速達便経由で中国に輸入／から輸出される、通常の個人使用の合理的な数量を超える IP 侵害物品に対して、職権上、法的処置を執ります。

相手先ブランド製造（original equipment manufacturer, “OEM”）によって中国において製造される物品が、中国の商標権の侵害を構成するか否か、そして、税関による IP 取締対象となるか否かについて、中国では論議を呼んでいます。最高人民法院（最高裁判所）を含み、それぞれの裁判所によって下された判決も様々です³。現在、中国税関の通常のプラクティスとして、権利者の申立に応じ、被疑侵害物品を拘留し、税関で侵害であるか否かについて認定できない場合にその決定を行います。それによって、権利者は、裁判所に対し侵害訴訟を提起しなければならず、裁判所はそれらの OEM 物品が IPR を侵害しているか否かについて認定します。言い換えると、OEM 物品が中国商標侵害を構成するか否かについては法的紛争が発生しますが、中国税関は、権利者による被疑侵害物品差止申立を受理します。

次回の第 2 部において、中国における税関 IP 取締を成功に達成するための中国税関による IP 保護の方法及び重要なプラクティスを紹介します。

³ (2014) Min Ti Zi No. 38 判決において、最高人民法院により、「OEM 製品が中国市場に販売されておらず、そのロゴが中国において商標識別に関して如何なる影響も与えていないことから、製品に当該ロゴを付随する行為は商標の使用とならない」との判定が下された。また、(2016) Zui Gao Fa Min Zai No. 339 判決において、最高人民法院はまた、「OEM 製品上の商標が（中国において）出所を識別又は区別するために用いられておらず、需要者に対し、商品又は役務の出所についての誤認又は混同を生じさせていないから、そのような商標の使用は、商標法に規定される侵害を構成しない」との判定を下した。一方で、(2019) Zui Gao Fa Min Zai No. 138 判決において、最高人民法院は、「OEM 製品に商標を付随する行為は、商標の使用を構成し、商標侵害と見なされる」との判定を下した。